

## 公益財団法人高知県遺族会青年部規程（案）

### （基本規定）

第1条 公益財団法人高知県遺族会（以下「本会」という）は、青年部を置く。

### （名称）

第2条 青年部は公益財団法人高知県遺族会青年部という。

### （事務処理）

第3条 青年部の事務は本会の事務局において処理する。

### （組織）

第4条 青年部は戦没者の孫・ひ孫等の遺族と本会及び青年部の設立趣旨に賛同する者をもって組織する。

### （目的）

第5条 青年部は、本会の後継者として戦没者遺族の意思を継承し、本会の目的達成に寄与することを目的とする。

### （事業）

第6条 青年部は前条の目的を達成するために、次の事項に留意し、本会定款第4条に定める事業を行う。

- (1) 部員相互の連絡を緊密にし、青年部の結成充実を図ること
- (2) 本会の実施する活動への積極的な参加に努めること
- (3) 青年部としての行事及び研修実践を研究発表すること
- (4) 青年部役員は部員のリーダーとして、率先して先進地見学や各種事業に参加するなど、指導力の涵養に務めること

### （役員）

第7条 青年部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
  - (2) 副部長 3名
- 2 部長、副部長は部員の互選とする
  - 3 部長は本会の指導を受けて、青年部を統理する
  - 4 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはこれを代理する

第8条 役員任期は2年とする。

第9条 部長は毎年1回、総会を招集する。但し、必要に応じ臨時総会を招集することができる。

- 2 総会は部員全員をもって構成する。

### （会議）

第10条 部長は会議の議長となる。

- 2 議事は出席者の過半数を持って決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

### 附 則

第11条 この規程は平成30年 月 日より施行する。

(青年部規程案第6条関係)

## 公益財団法人高知県遺族会定款

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高知県内各地区遺族会と連携して、国を守るために命を捧げた戦没者を慰霊・顕彰することにより、戦争の悲惨さと平和の大切さを後世に伝え、世界の恒久平和の確立に寄与するとともに今日の平和日本の礎となった戦没者の遺族の福祉向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 英霊の顕彰並びに慰霊に関する事業
  - (2) 遺族の福祉向上に関する事業
  - (3) 遺族の援護相談に関する事業
  - (4) 機関紙の発行に関する事業
  - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は高知県において行うものとする。